

オペレーターサービス利用規約
【トヨタブランド以外のおクルマ向け】

オペレーターサービス利用規約【トヨタブランド以外のおクルマ向け】（以下、「オペレーターサービス利用規約」といいます）は、T-Connect 利用規約【トヨタブランド以外のおクルマ向け】（以下、「T-Connect 利用規約」といいます）に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「オペレーターサービス」の利用条件を定めるものです。オペレーターサービス利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、オペレーターサービス利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. オペレーターサービス利用規約は、TC とオペレーターサービス契約者等（次条にて定義します）との間のオペレーターサービスの利用に関する関係一切に適用されます。
2. TC は、オペレーターサービスの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「オペレーターサービス諸規程」といいます）を定めることがあります。オペレーターサービス諸規程は、オペレーターサービス利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、オペレーターサービス契約者等は、オペレーターサービスを利用する際には、オペレーターサービス利用規約に加えてオペレーターサービス諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、オペレーターサービス利用規約とオペレーターサービス諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、オペレーターサービス諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

オペレーターサービス利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のオペレーターサービス利用規約で使用する用語は、オペレーターサービス利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について【トヨタブランド以外のおクルマ向け】において定義された意味を有するものとします。

- (1) オペレーターサービス契約者：オペレーターサービス利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC との間でオペレーターサービスの利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) オペレーターサービス利用契約：オペレーターサービス利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC およびオペレーターサービス契約者との間で成立するオペレーターサービスの利用に関する契約をいいます。
- (3) オペレーターサービス車両利用者：オペレーターサービス契約者から利用車両におけるオペレーターサービスの利用を許諾された者をいいます（オペレーターサービス契約者自身を含みません）。
- (4) オペレーターサービス契約者等：オペレーターサービス契約者およびオペレーターサービス車両利用者を総称していいます。
- (5) オペレーターサービス利用料：オペレーターサービスの提供にかかる対価・料金をいいます。
- (6) 取次先事業者：オペレーターサービスを通じて TC がオペレーターサービス契約者等のために取次ぐ先の事業者をいいます。

第3条 （オペレーターサービス利用契約の申し込み）

1. オペレーターサービスは、TC がオペレーターサービスを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。オペレーターサービス利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がオペレーターサービスを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。

2. オペレーターサービス利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。

第4条 (サービスの内容)

1. オペレーターサービスは、オペレーターによる各種ご案内やドライブのサポートや路上トラブル発生時に JAF への取次ぎ等を行うサービスです。詳細は T-Connect 利用規約表紙の QR コードまたはこちら (<https://www.subaru.jp/connected/tconnect/pdf/t-connect.pdf>) からご確認いただけます。
2. オペレーターサービスは、オペレーターサービス契約者およびオペレーターサービス車両利用者が利用できます。

第5条 (利用条件および遵守事項)

1. TC は、オペレーターサービス契約者が利用できるサービスに関して、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、オペレーターサービスの利用にあたって、T-Connect の申込時に付与された ID およびパスワード、またはオペレーターサービス契約者本人を特定できる情報をもって、オペレーターサービスを利用しようとする者がオペレーターサービス契約者本人であることを確認できない場合は、オペレーターサービスを提供できません。ただし、オペレーターサービスを提供しないことでオペレーターサービス契約者の利益を著しく損なうおそれがあると TC が判断し、かつオペレーターサービスを提供することが法令等に違反しない場合はこの限りではありません。
2. 情報通信端末にてオペレーターサービスを利用する場合、オペレーターサービスの利用にかかる通信費はオペレーターサービス契約者等の負担となります。
3. オペレーターサービスは、電話での対応に限るものとし、TC は、FAX、メールその他の手段による対応は行いません。
4. オペレーターサービス契約者等による、オペレーターの指名には対応していません。
5. 問い合わせの集中や問い合わせの内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。
6. TC は、オペレーターサービス契約者等によるオペレーターサービスの利用が、次の各号のいずれかに該当する場合、オペレーターサービスの提供をお断りする場合があります。また、この場合においてオペレーターサービス契約者等がオペレーターサービスの全部または一部を利用できないことによりオペレーターサービス契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
 - (1) 法令または公序良俗に違反してオペレーターサービスを利用し、あるいは利用しようとする場合
 - (2) 依頼内容の趣旨から、案内に過度な時間を要することが見込まれる場合
 - (3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。その後の改正を含み、以下、「風俗営業法」といいます）第 2 条第 1 項第 1 号に定める風俗営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合
 - (4) 風俗営業法第 2 条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合
 - (5) 依頼内容について、その違法性が疑われる場合
 - (6) 依頼内容が、過度に緊急性を要するものである場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか TC がオペレーターサービスの利用として不適切と判断した場合

第6条 (オペレーターサービス利用料の支払い)

オペレーターサービス契約者は、オペレーターサービス利用契約に基づき、オペレーターサービス利用料として別紙に定める金額を、TC に対して、支払うものとします。オペレーターサービス利用料の支払方法および支払期日は、オペレーターサービス利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第7条 (契約期間)

オペレーターサービス利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第8条 (免責)

TC は、取次先事業者や飲食店等の事業者が提供するサービスや情報について、オペレーターサービス契約者等に対して一切の責任を負いません。ただし、TC に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

(付則) 2024 年 1 月 29 日改定

別紙

■オペレーターサービス

(1) T-Connect スタンダード (22)

①T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、オペレーターサービス利用契約の契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、オペレーターサービス利用料の日割り計算は行いません。 オペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。
利用料 (消費税込み)	330 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (Wallet QR)